

用途区分のあり方に係る検討について (中間報告)

予防行政のあり方に関する検討会 平成23年12月 報告書

(用途区分の理念の整理)

- 現行の規制体系を維持することを前提に、用途区分の考え方の整理を図ることとすべき。
- 用途区分についてこれまで示されている行政実例などの内容を踏まえ、用途区分の全体像が整理できる合理的な説明をすること。
- 福祉施設に係る用途区分については、優先して整理すべき。
- 用途区分の整理と併せ、複合用途の取扱いについての考え方の整理を図ることも必要である。



平成24年度 用途区分のあり方に係る作業チームでの主な検討内容

- (1) 社会福祉施設に係る火災予防上の実態に応じた用途区分の見直し
- (2) 用途区分の従属関係の取扱い
 - 共同住宅の一部を社会福祉施設とする場合
 - エキナカ等特殊な従属関係となる場合
- (3) 用途区分の概念の整理、解説の作成

(1) 社会福祉施設に係る火災予防上の実態に応じた用途区分の見直し

老人サービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設に係る用途区分の見直しについて

【検討の背景】

老人サービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設

[想定]

- 通所施設
- 要介護度が比較的低い

[消防本部での指導等]

- 施設使用形態から(6)項口として規制
- (6)項ハであるも、将来要介護度が高次へ移行すること等実態に応じてスプリンクラー設置を指導

[実態]

- 要介護度高次の者が利用
- 宿泊サービスを常態的に提供

自力避難困難な者の利用に伴う火災危険・人命危険が大である。
⇒(6)項口として明確に取り扱うべき。

施設の実態、指導に即した消防法施行令別表第1の見直しを早急に行うべき

検討結果

- 上記3施設を中心に、老人福祉施設、児童福祉施設を実態に応じて(6)項口又はハに位置づけ
- 施設名称の列挙は例示的な列挙とし、(6)項口又はハに該当する施設に類する施設を新たに(6)項口又はハに位置づけ

今年度中の政令・省令の改正を目指す

【老人福祉施設】

- 老人デイサービスセンターのうち、
避難が困難な要介護者を宿泊させ、入浴、排せつ等の介護を行う施設
- 軽費老人ホームのうち、
避難が困難な要介護者を主として入居させている施設
- 小規模多機能型居宅介護を行う施設のうち、
避難が困難な要介護者を主として宿泊させている施設

↓

(6)項口に位置づけ

- 「その他これらに類する」施設として、
 - ① 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、入浴、排せつ等の介護を行う施設
 - ② 老人に対し、入浴、排せつ等の介護を行う施設

↓

①を(6)項口、②を(6)項ハに位置づけ

【児童福祉施設】

- 一時預かり事業、家庭的保育事業を行う施設
- 「その他これらに類する」施設として、乳児・幼児を一時的に預かる施設
又は保育を行う施設

↓

(6)項ハに位置づけ

(2) 用途区分の従属関係の取扱い

共同住宅の一部を社会福祉施設とする場合に係る取扱い

【検討の背景】

- 近年、共同住宅の空室等の一部を保育施設やグループホームに活用したいというニーズがあり、このような事例が増加する傾向にある。

福祉施設等が建物の一部となることで、建物の全ての部分に消防用設備等の設置が必要になる場合がある。

消防用設備等の合理的な設置方法の検討が必要

検討状況

共同住宅の一部を福祉施設とする場合の、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯に関する防火安全性を確保した合理的な設置方法について来年度引き続き検討。

必要に応じて技術基準の整備を図る

エキナカ等特殊な従属関係となる場合に係る取扱い

【検討の背景】

- 特殊な従属関係等にある防火対象物への対応

- ・ 駅舎の内部に「駅ナカ」と称される百貨店と同様な商業空間があっても、機能従属という運用により、特定用途の複合ではなく、駅舎として判定せざるを得ない場合がある。
- ・ 店舗併用住宅の住宅部分に対して、事業所と同様に消防用設備等の設置義務等の防火対策が義務付けられる場合がある。

検討状況

用途区分の整理・解説作業と併せて引き続き検討を行う

(3) 用途区分の概念の整理、解説の作成

【検討の背景】

- 建物の使用形態が多様化し、消防法施行令別表第一のどの区分にも該当しないと
思われるものが出現している。

緩やかな規制対象である「その他」の用途として取り扱われ、用途区分の取扱いが火災予防上の実態に即さない場合がある。→これまで示されている行政実例などの内容を踏まえ、用途区分の全体像が整理できる合理的な説明が必要。

各用途区分の火災危険に応じ、用途判定上の基準、留意事項を整理する

検討状況

(1)項～(14)項までの概念を整理し、「その他」(15)項を明確にするための作業を行っているところ。広く消防本部の意見を聴いた上で、(6)項の政令改正に伴う運用の検討と併せ、全体をとりまとめ。

来年度、通知の発出を目指す。その後も情報収集し、随時内容を検討、見直す。

併せて特殊な従属関係についても整理検討中。

各用途の概念整理イメージ

全体

その他
(15)項

※(1)項から(14)項の考え方の明確化により、消去的に、15項に該当する用途が明確化される。

(1)～(14)項

劇場・映画館

飲食店

物販店

ホテル・旅館

浴場

工場・作業場

神社・寺院

礼拝

乗降場

※用途判定上の考え方、具体的な施設例等を明示し、(1)項～(14)項の用途の考え方を整理

用途区分のあり方に係る作業チーム 委員会合 専門委員打合せ
今年度概要及び来年度見込み

	平成24年度検討 進捗状況	来年度継続検討 予定
検討事項	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設等の福祉施設に係る令別表上の取扱いの見直しについて	
	政令別表第一改正 実態の調査、把握	政令別表第一改正による福祉施設用途区分の運用方法の検討
	用途区分の判定に係るみなし従属規定等の見直しについて	
	共同住宅の一部を福祉施設とする場合の取扱い エキナカ、スーパー銭湯等特殊な従属関係の用途の取扱い	
	消防法施行令別表第一の解説について (用途区分の概念の整理作業)	通知発出後も特異なケース等について情報収集し、実態に即した用途区分の扱いとすべく、検討と見直しを行う。
	各用途区分の解説作業 消防本部への意見照会等	通知の発出

* 就寝を伴う小規模施設への自動火災報知設備設置については、本作業チームで引き続き検討を行う予定。